



島根県報

令和 7 年11月25日（火）

第 6 7 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則（女性活躍推進課） 2

【告 示】

令和 7 年度第 4 次自衛官募集（防災危機管理課） 2

指定漁船調書の縦覧（水 産 課） 3

漁業災害補償法の規定による同意（沿岸漁業振興課） 3

公布された条例等のあらまし

◇島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第80号）

1 規則の概要

- (1) プロンプターの使用料の廃止（別表関係）
- (2) 使用料の額の改定（別表関係）

種 別	区 分	品 名	使 用 料（1回につき）	
			改 正 前	改 正 後
楽器	ホール	フルコンサートピアノ	10,880円	3,940円

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第80号

島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立男女共同参画センター条例施行規則（平成11年島根県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表舞台関係設備の部ホールの款プロンプターの項を削り、同表楽器の部ホールの款フルコンサートピアノの項中「10,880円」を「3,940円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第612号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和7年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和7年11月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集種目

自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

2 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者
ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において、33歳に達していない者に限る。
- (2) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれにも該当しない者

3 募集期間

令和7年12月1日（月）から令和8年1月29日（木）まで

4 試験種目

筆記試験（国語・数学・地理・歴史・公民・作文）・口述試験・適性検査・身体検査・経歴評定

5 試験期日・試験場

(1) 筆記試験・適性検査

令和8年2月7日（土）

ウェブ試験方式で実施する。試験場は、受付時に通知する。

(2) 口述試験・身体検査

令和8年2月14日（土）

陸上自衛隊出雲駐屯地（出雲市松寄下町1142－1）

6 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

7 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134－10（電話0852（21）0015）

島根県告示第613号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年11月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

出雲市多伎町口田儀585－2 廣瀬 亮

〃 口田儀595 石飛節郎

〃 小田33－3 秦 茂

(2) 加入区

多伎町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第614号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和7年11月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 加入区の名称

仁摩

2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、仁摩出張所の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表10の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分